

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)第2条9. 1に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく
有機畜産物の日本農林規格の改正について

下記のとおり、有機畜産物の日本農林規格を改正する予定ですので、お知らせ
します。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
有機畜産物の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
有機畜産物
- 3 趣旨及び目的
有機畜産物の日本農林規格について、生産の実情、国際的な規格等を踏まえ、
以下の改正を行う。
(1) 家きんの定義に七面鳥を追加し、七面鳥について平均採食量、野外の飼
育場の最低面積等の要件を規定する。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
T E L (03) 6744-7139
F A X (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限
W T O 事務局から配布された後 60 日間